

お亡くなりになった被保険者にかかる後期高齢者医療給付 各種申請のご案内

被保険者が亡くなられた場合には、民法の規定により、その権利を相続した正当な遺産相続人の代表者（代表相続人）が療養費・高額療養費等を申請し、受け取ることができます。

申請にあたっては相続人を確定する書類をご提出していただく必要がございます。

なお、すでに申請書を提出済みのときは、改めて申請書を提出する必要はありません。行き違いですのでご容赦ください。

1 支給申請書（申立書）

申請書と申立書の記入の方法については別紙をご参照ください。

2 戸籍謄本 または 改製原戸籍謄本等の資料（コピー可）

- ・ 戸籍関係や法定相続情報一覧図等の資料は、お亡くなりになった被保険者と代表相続人(申請代表者)の関係が分かるものの提出をお願いします。お亡くなりになった被保険者と代表相続人(申請代表者)の関係が住民票上で確認できる場合は戸籍謄本等の添付は不要です。
- ・ 資料の返却をご希望の方は切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。
- ・ 遺言による相続の場合は、戸籍謄本でなく、遺言書等の写しの提出をお願いする場合があります。詳細は下記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

◆◇ 参考 ◇◆

申請書に添付する戸籍謄本等については以下の表を参考のうえ、ご用意くださいますようお願い致します。法定相続情報一覧図は申請代表者と被相続人の記載があれば受け取れます。

戸籍謄本等の交付に関する手続きについては、本籍地を所管している区市町村役所までお問い合わせください。

お亡くなりになった被保険者と代表相続人(申請代表者)のご関係が住民票上の続柄で確認できる場合（住民票上同じ世帯）については戸籍謄本等の添付は不要です。

お亡くなりになった被保険者との続柄		必要となる戸籍謄本
申請代表者	配偶者	申請代表者本人の戸籍謄本
	子（養子）	
	孫	申請代表者本人および親の戸籍謄本
	兄弟	申請代表者の親の改製原戸籍謄本
	甥・姪	お亡くなりになった被保険者と相続人(申請代表者)の関係が分かる戸籍謄本

* ご申請をいただく時期によっては、再度、申請用紙を送付する場合がありますので、ご容赦ください。相続人の申請は、一度していただければ済むことになります。

【問合せ先】

◆ 後期高齢者医療の高額療養費に関すること
豊島区役所 高齢者医療年金課（高額療養費担当）
〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1
電話 3981-1332